令和６年度 桑野小学校いじめ防止基本方針（改訂）

令和６年１０月 郡山市立桑野小学校

＜桑野小学校いじめ防止基本方針によせて＞

「いじめ」は,昨今の教育界において,大きな問題であるとともに,我々教育界に身を置くものとして最も優先的に取り組む問題である。

いじめを受けた子どもに及ぼす影響として考えられること
○ 心身の健全な成長,人格形成への重大な影響
○ 教育を受ける機会の侵害
○ 生命,身体に重大な危険を生じさせる恐れ

↓

いじめ問題を克服するために
□「いじめ防止対策推進法」(「いじめの防止等のための基本的な方針」) (平成 25 年法律第 71 号)
□「郡山市いじめ防止基本方針」(「郡山市こども条例」「郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例」)
(平成 30 年郡山市条例第 19 号)

↓

桑野小学校いじめ防止基本方針

１ 基本理念

いじめはどの子どもにも,どの学校にも起こり得るものであることを踏まえて,子どもたちが安心して教育活動に取り組むことができるよう,いじめを未然防止することを最大の目標とする。

□ いじめ又はその兆候を早期に発見し,迅速かつ適切に対処する。
□ いじめは,個人の尊厳を害するとともに,犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり,決してしてはならないものであることを全ての子どもが認識する。
□ いじめを行わず,及び他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い,規範意識を養う。
□ いじめに関する事案への対処においては,いじめを受けた子ども等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ,学校,地域住民,家庭その他の関係者の連携の下に行う。

２ 基本方針

（１）いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり,一人の教職員が抱え込むのではなく,学校が一丸になって組織的に対応することが必要である。これまでも学校において様々な取り組みが行われてきたが,未だ,いじめを背景として,児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。そこで,社会全体でいじめ問題に対峙するため,基本的な理念や体制を整備するため,平成２５年６月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

（２）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条では,「この法律において「いじめ」とは,児童等に対して,当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等,当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は

物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。また，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

＜桑野小学校における「いじめ」の定義

① いじめは，どの子にも，どの学校，どの場所でも起こり得るものであるとともに，気づきにくいところで行われることが多く，発見しにくいものである。

② いじめは，重大な人権侵害であり，人として決して許されない行為であるとともに，その態様により，暴行，恐喝，強要等の犯罪行為にもなり得るものである。

③ いじめは全ての子どもに関係する問題であり，いじめが許されない行為であることについて，子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。

④ いじめの問題の克服は，学校だけで完結するものではなく，家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより，初めて可能となるものである。

（３）いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは，いつでもどこにおいても起こり得るとともに，どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るものである。いじめは，子どもの尊厳を脅かし，著しく人権を侵害するものであるということを認識し，「ＳＤＧｓ」が掲げる「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ，

「いじめは重大な人権侵害である」

「いじめは人間として絶対に許されない」

という信念を持ち，いじめを防止して，子どもたちが健やかに成長し，安心して学ぶことができる環境を整えていかなければならない。

（４）いじめの認知（「国の基本方針」より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際，いじめには，多様な態様があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても，本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ，当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし，このことは，いじめられた児童生徒の主観を確認する際に，行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお，いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，法第 22 条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは

〇同じ学校・学級や部活動の児童生徒
〇塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）

など，当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは，
〇身体的な影響
〇金品をたかられたり，隠されたりする。
〇嫌なことを無理矢理させる

ことなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお,例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが,当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など,行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても,加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて,いじめられた児童生徒の立場に立って,いじめに当たると判断した場合にも,その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば,好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合,軽い言葉で相手を傷つけたが,すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好関係を築くことができた場合等においては,学校は,「いじめ」という言葉を使わず指導するなど,柔軟な対応による対処も可能である。

ただし,これらの場合であっても,法が定義するいじめに該当するため,事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

（５）いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては,「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し,日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに,いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

＜桑野小学校教職員全員がもつべき基本的認識＞

① いじめはどの子どもにも,どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり,人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く,発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の態様により暴行,恐喝,強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧ いじめは学校,家庭,地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし,一体となって取り組むべき問題である。

＜桑野小学校が想定する「いじめ」の具体的様態例＞

① 冷やかしやからかい,悪口や脅し文句,嫌なことを言われる。
- 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- 存在を否定される。

② 仲間はずれ,集団による無視をされる。
- 対象の子が来ると,その場からみんないなくなる。
- 遊びやチームに入れない。
- 席を離される。

③ 軽くぶつかられたり,遊ぶふりをして叩かれたり,蹴られたりする。
- わざとぶつかられたり,通るときに足をかけられたりする。
- たたく,殴る,蹴る,つねる等が繰り返される。
- 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

④ 金品をたかられたり,隠されたり,盗まれたり,壊されたり,捨てられたりする。
- 恐喝,たかり,物を売りつけられる,「借りる」と称して返さない。
- 持ち物を盗まれたり,隠されたり,落書きをされたり,捨てたりされる。
- 靴に画鋲やガムを入れられる

⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと,危険なことをされたり,させられたりする。
- 使い走りをさせられたり,万引きや恐喝を強要されたり,登下校時に荷物を持たされたりする。
- 笑われるようなこと,恥ずかしいことを無理やりさせられる。
- 衣服を脱がせられたり,髪の毛を切ったりされる。

⑥ パソコンや携帯電話等で,誹謗中傷や嫌なことをされる。
- パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
- いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ＳＮＳ(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

（６）いじめの解消

いじめが「解消している状態」を次のように定義付ける。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３ヶ月を目安）継続していること。

→ 学校の教職員が，相当の期間が経過するまで，被害・加害児童の様子を含め状況を注視した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて相当期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

→ 被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

学校は，いじめが解消に至っていない段階では，被害児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては，いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する。

３ いじめ防止等の対策のための組織 「いじめ防止対策推進法第 22 条より,次の組織を設定する。」

（１）組織の名称 **「桑野小学校いじめ防止対策委員会」**

（２）組織の構成 校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 養護教諭 各学年生徒指導委員 関係職員 その他必要に応じて,ＰＴＡ代表 スクールカウンセラー 等

（３）組織の役割

- いじめに関する情報の収集及び共有。
- いじめ事実の確認,対策案を練る。
- 該当児童への指導,該当保護者への対応。
- 学級への指導体制の強化,支援。
- 外部組織への協力要請又は警察への通報。
- いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析。

（４）組織図

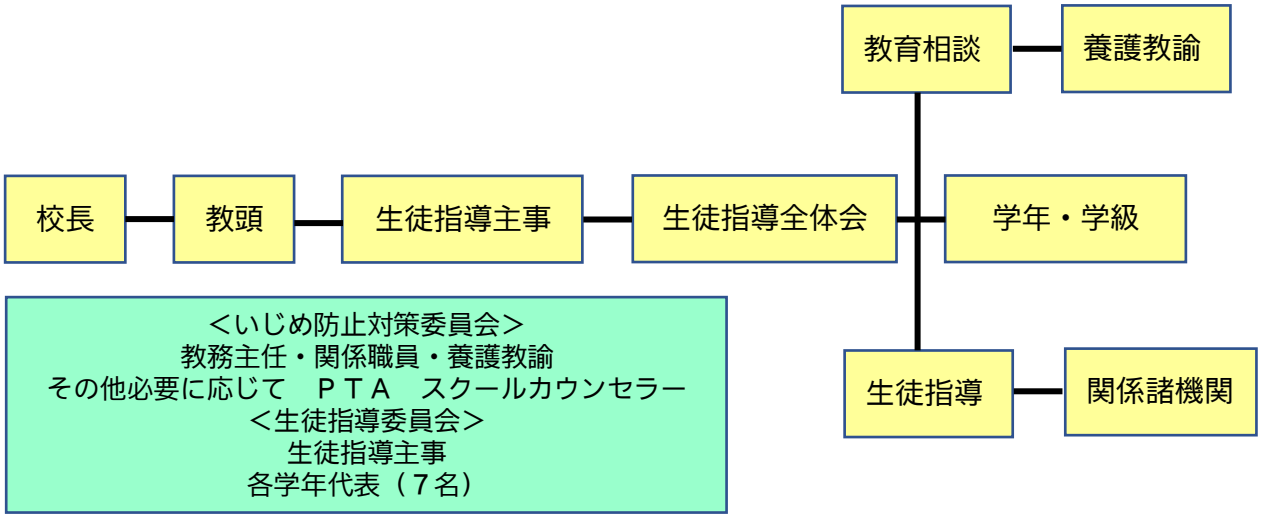

4 いじめ防止等の対策のための具体的な取り組み

いじめ防止対策推進法第 16 条により,早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査,その他必要な処置を講ずる。

（１）いじめの防止

○　人権教育を推進し,日頃よりいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
○　いじめは人権侵害であり,人として決して許されない行為であることを,教職員全体で共有し指導にあたる。
○　様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
○　自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
○　保護者との連携を図る。

（２）いじめの早期発見

□　いじめに繋がる行為を見逃さず,常に情報共有をする。
□　年３回（６月,１０月,２月）のアンケート調査の実施
□　教育相談（１１月）
□　児童の実態把握（日記,朝の会,帰りの会,休み時間）
□　保護者との連携

＜桑野小学校の特徴ある取組＞
□ Ｇｏｏｇｌｅ「スプレッドシート」の活用
　いじめ対応フォーム　担任の気づき→直接,校長へ（校長判断,指導）
□ 校務支援ソフト「気づき」の活用
　桑野小学校全児童を桑野小学校全教職員で見守る。

（３）いじめに対する処置

○　いじめと見られる行為を認めたときは,当該教職員がいじめ防止対策委員会に報告し,速やかにいじめられた児童,知らせた児童,関係児童・集団の話を聞けるような体制をとる。
○　いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。
○　いじめ防止対策委員会を通し,学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり,指導にあたる。
○　該当保護者に連絡し,家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして,事態の収拾に努める。

5 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は,いじめをやめさせ,その再発を防止するため,いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

（１）発見から組織的対応の展開

①　いじめの発見

◇いじめが認められる言動目撃
◇日記などから気になる言葉の発見
◇児童や保護者からの訴え
◇「アンケート」からの発見
◇教職員からの情報提供

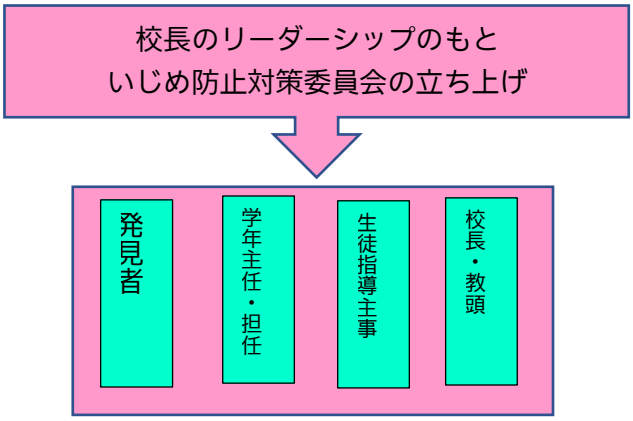

② 対応チームの編成

□ 校長 □ 教頭 □ 教務主任 □ 生徒指導主事 □ 養護教諭 □ 各学年生徒指導委員
□ 関係職員 □ その他必要に応じて ＰＴＡ代表、スクールカウンセラー

③ 対策方針,役割分担

① 情報の整理
② 対応方針
・ 緊急度の確認（「自殺」「暴行」等の危険度を確認
③ 役割分担
・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援、指導担当
・保護者への対応担当
・関係機関への対応担当

④ 事実の究明と支援・指導

・いじめの状況,いじめのきっかけの聴取
・事実に基づく聴取は,被害者→周囲にいる・いた者→加害者の順で行う。
・複数の教員で確認しながら聴取を進め,情報提供者についての秘密を厳守する。
・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
・いじめの関係者間における争いが生じないよう,いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤ いじめの被害者,加害者,周囲の児童生徒への指導。保護者,関係機関との連携

＜被害者への対応＞
※ 心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応
○ いかなる理由があっても,徹底していじめられた児童の味方になる。
○ 担任を中心に児童が話しやすい教師が対応する。
○ 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
○ 児童のよさや優れているところを認め励ます。
○ いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
○ 面談等を定期的に行い,不安や悩みの解消に努める。
○ 自己肯定感を回復できるよう友達との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

＜加害者への対応＞＝複数教員での対応・記録の保存
※ 被害者が恐れている場合も想定して
○ いじめを行った背景を理解しつつ,行った行為に対しては毅然と指導する。
○ 自分はどうすべきだったのか,これからどうしていくのかを反省させる。
○ 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
○ いじめは決して許されないことをわからせ,責任転嫁等を許さない。
○ 面談等を通して,教師との交流を続けながら成長を確認していく。
○ 授業や学級活動を通してよさを認め,プラスの行動に向かわせる。
※出席停止制度の児童・保護者への周知
出席停止制度について,その活用を図るため,制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し,共通理解を図る。

＜傍観者への対応＞
○ いじめは,学級や学年等集団全体の問題として対応し,いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
○ いじめの事実を告げることは,告げ口やチクリなどというものではないこと,辛い立場にある人を救うことであり,人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
○ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も,問題の関係者として事実を受け止めさせる。
○ 被害者は,観衆の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
○ これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
○ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどを振り返らせる。
○ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

＜保護者との連携＞
①いじめ被害者の保護者との連携
・事態が明らかになった時点で,速やかに家庭訪問を行い,学校で把握した事実を正確に伝える。
・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え,対応の方針を具体的に示す。
・対応経過をこまめに伝えるとともに,保護者からの子どもの様子について情報提供を受ける。
② いじめ加害者の保護者との連携
・事情聴取後,速やかに保護者に連絡し,来校してもらう期日を決める。
・事実を経過とともに伝え,相手の子どもの状況も伝え,いじめの深刻さを認識してもらう。保護者との面談は,複数の教員で行う。
・指導経過と子どもの変容の様子等を伝え,指導に対する理解を求める。
・学校は事実について指導し,よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
＜関係機関との連携＞
□　警察への通報など関係機関との連携
・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては,教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

6 情報提供

◎　いじめの調査結果について被害児童,保護者への適切な情報提供を行う。

7 重大事態への対応（推進法28条,国の基本方針,「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」,本市基本方針による）

（１）重大事態のについての定義・基準

【重大事態とは】
① いじめにより児童生徒の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
：児童生徒が自殺を企画した場合等
② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし,一定期間連続して欠席しているような場合などは,迅速に調査に着手する。
※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

① 「いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある。
・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合
② 「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある。
・年間30日を目安にする。
・一定期間連続している場合は迅速に調査する。
※ 重大事態は,事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく,疑いが生じた段階で調査を開始する。

◇ 重大事態への対応の流れ（本市基本方針）法第28条～31条
① 教育委員会の指導・助言のもと,学校内に重大事態の調査組織を設置
② 教育委員会が事実関係を明確にするための調査を実施
③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
④ 調査結果を市教育委員会に報告（市教育員会は市長に報告）
⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
※ 必要があると認めるとき,市長は,調査結果について付属機関を設けて再調査を行うことができる。また,市長は,その結果を議会に報告しなければならない。

（２）重大事態発生時の連絡体制
① 発見者⇒ 担任⇒ 学年主任⇒ 生徒指導主事⇒ 教頭・校長
② 校長⇒ 教育委員会
※ 緊急時には,臨機応変に対応する。
※ 教育委員会への一報後,改めて文書で報告する。
※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

（３）重大事態発生時の初動
① いじめ防止対策委員会の招集
② 教育委員会への報告と連携
③ 調査方法：事実の究明
・いじめの状況,いじめのきっかけの聴取
・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順で
④ 警察への通報など関係機関との連携

（４）重大事態の報告
① 校長は,速やかに市教育委員会に報告する。
② 児童や保護者から,いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合,直ちに事実を確認する。その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても,必ず対応し,生徒指導主事や管理職に報告する。また,申立てがあった保護者には必ず説明をする。

（５）重大事態の調査の主体
郡山市教育委員会が主体となって調査等を進める。

（６）事実関係を明確にする調査の実施
① 調査は,教育委員会の附属機関である郡山市いじめ対策委員会が実施する。
（人選には公平性・中立性確保に配慮する。）
【構成員】大学教授等の学識経験者,弁護士会,医師会,心理や福祉の専門家等
※ 調査実施前に,被害者児童生徒・保護者に対して調査方針を説明する。その際,調査の目的・目標,調査主体,調査時期・期間, 調査事項・調査対象,調査方法,調査結果の提供に関する方針について,できる限り同意を得られるようにする。
② 学校は,調査機関に対して必要な資料の提出等,調査に協力する。

（７）関係児童生徒への対応（市教育委員会の指示の下,本校いじめ対策マニュアルに基づいて行う。）

① いじめを受けた児童生徒に対しては,その状況にあわせた継続的な心のケアを行うとともに,学校生活支援や学習支援を行う。必要に応じて,ＳＣやＳＳＷ,心理・福祉関係機関等の専門家へ協力依頼を行う。

② いじめた児童生徒に対しては,個別に指導を行い,いじめの非に気付かせ,いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめた児童への指導は,保護者に協力を依頼しながら行う。必要に応じて,ＳＣやＳＳＷ,心理・福祉関係機関等の専門家,警察との連携を図る。

（８）いじめ対応マニュアル

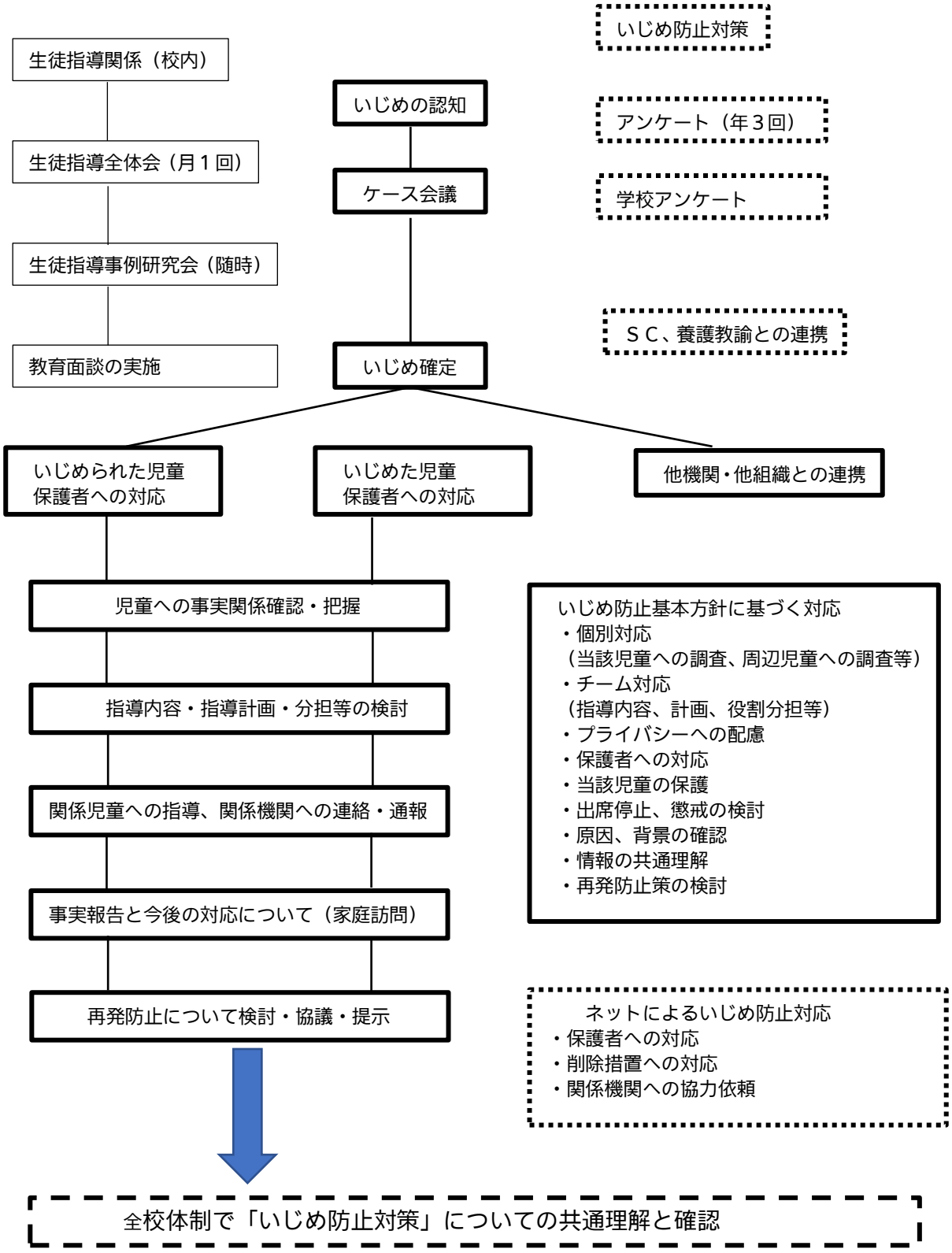

８　年間実施計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策関係
4	・生徒指導部の組織編成 ・生徒指導全体計画,各種計画の審議 （職員会議） ・「くわのっ子の一日」の配付・指導 ・家庭環境調査の実施 ・生活目標の徹底 ・生徒指導委員会の実施 ・生徒指導全体会 共通理解が必要な児童に関わる情報交換・共有 ・縦割り班の編成 ・連休の過ごし方の指導	・郡山市いじめ防止基本方針の周知 ・学校いじめ防止基本方針についての共通理解 ・「学校いじめ防止基本方針」の周知 （ホームページに掲載） ・生徒指導全体会（職員会議） 児童に関わる情報交換・共有
5	・生活目標の徹底 ・縦割り清掃活動の開始 ・生徒指導全体会（職員会議）	・生徒指導全体会（職員会議） 児童に関わる情報交換・共有
6	・生活目標の徹底 ・第１回生徒指導アンケート ・不登校児童に関する調査 ・生徒指導全体会（職員会議） 児童に関わる情報交換・共有 ・いじめ防止対策委員会委員会 ・児童個別面談の実施（全児童） □　Ｇｏｏｇｌｅ「スプレッドシート」の活用 いじめ対応フォーム　担任の気づき→直接，校長へ（校長判断，指導）	・第１回生徒指導アンケート調査実施と集約 ・生徒指導委員会での分析・検討 ※ いじめの疑いがあった場合は，いじめ対策委員会を開催して，「いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）を組織的に実行する。 ・アンケートの回答により,学級指導や生徒指導を行う。 ・第１回生徒指導アンケート調査実施と集約 ・生徒指導委員会での分析・検討 ※ いじめの疑いがあった場合は，いじめ対策委員会を開催して，「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）を組織的に実行する。 ・アンケートの回答により,学級指導や生徒指導を行う。 ・教育面談時の話をもとに学級指導や生徒指導を行う。
7	・生活目標の徹底 ・１学期の反省 ・夏休みの計画と休業中の心得 ・生徒指導全体会（職員会議）	・夏季休業前の指導として,人と人とのかかわり方の話をする。
8	・夏休みの反省 ・生徒指導全体会（職員会議） 夏休み中,明けの児童に関わる情報交換・共有 ・生活目標の徹底	・夏休み中,２学期初めの児童の様子について観察・指導を行う。

９	・生徒指導全体会(職員会議) ・生活目標の徹底 ・秋の交通安全の推進	・生徒指導全体会（職員会議） 児童に関わる情報交換・共有
１０	・生活目標の徹底 ・生徒指導全体会（職員会議）	・生徒指導全体会（職員会議） 児童に関わる情報交換・共有
１１	・生活目標の徹底 ・第２回生徒指導アンケート ・生徒指導全体会（職員会議） ・いじめ防止対策委員会 ・不登校児童に関する調査 □　Ｇｏｏｇｌｅ「スプレッドシート」の活用 いじめ対応フォーム　担任の気づき→直接，校長へ（校長判断，指導）	・第２回生徒指導アンケート調査実施と集約 ・生徒指導委員会での分析・検討 ※いじめの疑いがあった場合は，いじめ対策委員会を開催して，「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）を組織的に実行する。 ・アンケートの回答により,学級指導や生徒指導を行う。
１２	・生活目標の徹底 ・２学期の反省 ・冬休みの計画と休業中の心得 ・教育課程編成会議の開催 ・生徒指導全体会（職員会議）	・生徒指導全体会（職員会議） 児童に関わる情報交換・共有 ・冬季休業前の指導として,人と人とのかかわり方の話をする。 ・生徒指導全体会（職員会議）
１	・生活目標の徹底 ・冬休みの様子について聞きとり ・生徒指導全体会（職員会議） ・教育課程編成会議の開催	児童に関わる情報交換・共有 ・生徒指導全体会（職員会議） 児童に関わる情報交換・共有
２	・生活目標の徹底 ・第３回生徒指導アンケート ・生徒指導全体会（職員会議） ・いじめ防止対策委員会 ・不登校児童に関する調査 ・教育課程編成会議の開催 ※ 生徒指導全体計画,各種運営計画等の見直しを図る。 □　Ｇｏｏｇｌｅ「スプレッドシート」の活用 いじめ対応フォーム　担任の気づき→直接，校長へ（校長判断，指導）	・第３回生徒指導アンケート調査実施と集約 ・生徒指導委員会での分析・検討 ※いじめの疑いがあった場合は，いじめ対策委員会を開催して，「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）を組織的に実行する。 ・アンケートの回答により,学級指導や生徒指導を行う。 ・生徒指導全体会（職員会議） 児童に関わる情報交換・共有
３	・生活目標の徹底 ・生徒指導全体会（職員会議） ・生徒指導委員会 ・生徒指導全体の反省 ・実践記録の整理	・学年末・始休業前の指導として,人と人とのかかわり方の話をする。

令和６年１０月改定

郡山市立桑野小学校